

令和8年度 資源リサイクル カレンダー

2026年4月～2027年3月



美野里 B
 竹原、竹原下郷、中野谷、上馬場、竹原中郷、小曾納、花野井、中台、希望ヶ丘、大谷、金谷久保、十二所、高場、羽鳥、脇山、花館、駅前、東平、旭、羽羽前、羽鳥市営住宅、中峰、羽鳥東

リサイクルのルール 収集日程は「収集日カレンダー」も必ずご確認ください。

- ・集積所には、収集日の当日（朝8時）までに出してください。
- ・ルール違反・分別されていないものは、回収しません。（違反シール貼付）
- ・ごみの分別方法については、ウェブサイトからご確認ください。



★印：資源（市の収入になります）を「燃やすごみ」に出すと大切な財源を失います。

分別	曜日	回数	容器	内容	出し方・注意点
燃やすごみ	火・金曜	週2	市指定ごみ袋	生ごみ・草木・木くず、皮革類・ゴム製品、プラスチック類・紙おむつ、発泡スチロール・貝がら、布団（シングルに限る）など	市指定ごみ袋（以下「袋」）を必ず使用する。（不利用は回収不可） ○ごみ減量のため、指定ごみ袋の中(30L)・小(20L)サイズを適宜ご利用ください。 ○袋の口は、2重に結ぶ。（袋の中の空気を抜く） ○油など液体は凝固剤で固める、または、古紙等に染み込ませる。 ※「廃食用油回収ボックス」（本庁舎、各支所、羽鳥出張所）を活用する。 ○生ごみは、水分を落とす。（生ごみ処理機・コンポストの購入補助制度あり） ○布団は、ひもでしばり、量に応じて袋をくりつける。（袋に入らない場合） ○草木は、土をよく落とし、天日で乾燥させる。 ○木枝・板切れは、長さ60cm・太さ5cm以内。ひもでしばり、量に応じた袋をつける。 ×屋外焼却は法律で原則禁止。火事や煙害など周辺地域への影響に十分配慮する。 ×袋が破けるほど詰めこまない。袋からはみ出るサイズのは、「粗大ごみ」。 ×農業用の使用済プラスチック（ビニール等）は回収不可。
ビン	★無色ビン★ ★茶色ビン★ ★その他ビン★	第1月曜 第2月曜 第3月曜	コンテナ	牛乳ビン、無色の一升ビン など ビールビン、栄養ドリンク など 無色、茶色以外のビン	○ビンの色は、口元の部分で判断する。（右写真） ○中身は、すべて取り除き、水で軽く洗う。 ○ラベルは、できる限りはがす。 ○キャップをはがす。（金属製「カン・金属」、プラスチック製「燃やすごみ」） ○すりガラス状でも、口元が無色透明なものは、「無色ビン」。 ○無色に見えても、うすく色が付いているものは、「その他ビン」。 ×ビン形状以外のガラス製品（コップ・板ガラスなど）は、「ガラス・陶磁器」。 ×ガラス製の耐熱容器は、「ガラス・陶磁器」。 ×違う色のビンが混ざっている場合は回収不可。
蛍光灯・電球 乾電池	第3月曜	月1	※コンテナサイズ ：外寸53×37×31cm程度	蛍光灯・電球・グローランプ 水銀体温（温度）計 乾電池（ボタン電池・リチウムイオン電池等含む）	○細かく割れたものは、透明のビニール袋に入れる。 ○「その他ビン」とは、別のコンテナを使用する。 ×LED蛍光灯・電球（品番の頭に「LD」と表記）は、「カン・金属」。 ×事業ごみとして出たものは、回収不可。 ※電池（充電式含む）は、出来る限り小売店の店頭回収を利用する。
ガラス・陶磁器	第4月曜	月1	※コンテナは回収しやすいよう整理してください	茶わん・せともの・花ビン コップ・板ガラス 耐熱容器など	○ガラス製品は、ビン形状以外のものが対象。 ○細かく割れたものは、透明のビニール袋に入れる。 ×ビン形状のものは回収不可。（細かく割れた場合を除く） ×ガラス製の耐熱容器でふちを金属で補強したものは、「カン・金属」。
★カン・金属★	第1・3水曜	月2	コンテナ	空き缶・小型電気製品 調理器具・スプレー缶 など 金属素材を含む製品類	○金属以外の部分は、できる限り、取り外す。（一例、傘のビニール等） ○ライターは、燃料を使い切る。スプレー缶は、中身を使い切り、穴を開ける。 ○カッターの刃・針・釘は、スチール缶に入れる。包丁は、刃にテープを貼る。 ○小型家電は、電池・充電式電池（絶縁処理）を外す。コードは、根元から切り、束ねる。 ※「小型家電回収ボックス」（本庁舎、各支所、羽鳥出張所）を活用する。 ×冷媒にフロンガスを使用する小型家電は回収不可。 ×コンテナに収まらないサイズのは、「粗大ごみ」。
★ペットボトル★	第2・4水曜	月2	コンテナ	清涼飲料 しょうゆ等調味料 酒類 乳飲料用	○識別マークがついたものが対象。 ○中身は空にしたうえで、容器の中を水で軽く洗う。 ○キャップ・ラベルをはがす。（キャップ・ラベルは、「燃やすごみ」） ○コンテナからあふれるときは、つぶす。 ※「資源リサイクル取扱店」に設置してある回収ボックスを活用する。
★古布★	第1水曜	月1	透明ビニール袋	上着・ズボン・セーター 肌着 靴下・シャツ・カーテン 布団カバー等	○透明のビニール袋に入れる。（※市指定ごみ袋の使用は不要） ○水に濡らさない。（濡れたものは回収不可） ×ビニール・羽毛・革・フリース、綿（わた）が入ったものは、「燃やすごみ」。 ×汚れ・濡れがひどいものは、「燃やすごみ」。
★紙パック★	第1水曜	月1	ひも	牛乳パックのみ ※ジュース 酒用は不可	○識別マークがついたものが対象。 ○パックを開き、水で軽く洗う。 ○乾かした上で、ひもで十字にしぼる。（粘着テープは不可） ×アルミ・プラスチックを使用するものは不可。
★古紙★	第2・4木曜	月2	ひも	新聞（チラシ・コピー用紙） 雑誌（書籍・雑がみ） ダンボール（中が波状のもの）	○種類ごとに、ひもで十字にしぼる。（粘着テープでの結束は回収不可） ○不適合物（粘着テープ、ビニール、金属、プラスチックなど）は取り除く。 ○水に濡らさない。（×濡れ・汚れがひどいものは不可） ○雑がみは、はがき・封筒、メモ用紙、空き箱、パンフレット、紙袋など。 ○シュレッターで裁断された古紙は、透明のビニールに入れる。 ×油・ろう付着の紙、カーボン紙、防水加工紙などは、「燃やすごみ」。
粗大ごみ	第2・4水曜	月2	戸別回収 自己搬入	コンテナに入らないもの 市指定ごみ袋に入らないもの ※家電4品目は処理施設に自己搬入するか戸別回収の申込みが必要。 ※戸別回収の申込みは、回収日の3日前まで。	※集積所には出せません。以下の方法となります。 1. 自己搬入する場合：処理手数料【生活系】10 ^円 ・/100円【事業系】10 ^円 ・/200円 ※家電4品目の処分については、ウェブサイトをご確認ください。 ※不用品のリユース（地域情報サイト「ジモティー」）をご検討ください。 2. 市に依頼する場合（戸別回収）：（大）1,000円（中）500円（小）300円（1点につき） ①本庁（環境課）、各支所（総合窓口）、羽鳥出張所で申し込む ②処理券を貼り、自宅前に出す。（階上階下・宅内不可）※立会不要
★草木★	処理施設の受付日と同じ	月1	自己搬入のみ	刈草・剪定枝 （根、加工材は不可）	◇処理施設への自己搬入に限り、リサイクルとして受け付けます。（要 処理手数料） ◇長さ1.5m・太さ15cm以内です。※このサイズで、集積所に出すことはできません。 ◇集積所に出された草木は資源化できないため、できる限り自己搬入のご協力をお願いします。

※各月の収集日程は「収集日カレンダー」もあわせてご確認ください。（年末年始の収集曜日を一部調整しています）

※家電リサイクル法に定める品目が対象です※

・集積所には出せません。以下の方法となります。

1. 家電リサイクル協力店・販売店・許可業者に依頼
方法や費用は、各問合せください。
2. 処理施設に自己搬入
・「家電リサイクル券」(品目により料金異なる)と「運搬手数料2,000円」が必要になります。詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。
3. 市に依頼（戸別回収）
 - ①「家電リサイクル券」の料金を確認。（品目により異なる）
 - ②「家電リサイクル券」を郵便局で購入する。
 - ③本庁（環境課）、各支所（総合窓口）、羽鳥出張所で申し込む。
※メ切：3日前まで。数量制限あり。状況により翌月
 - ④申込みの際、手数料2,000円を支払う。（1点）
 - ⑤第2/4水曜に業者が訪問回収 ※立会不要
※運搬券を貼り、自宅前に出す。（階上階下・宅内不可）
4. 指定引取所に自己搬入
○イバラキ流通サービス（かすみがうら市）
茨城県かすみがうら市倉倉5685-1
※家電リサイクルについてのお問い合わせは
家電リサイクル券センター TEL0120-319-640 まで（リサイクル料金）

小型家電

◇本庁舎、小川支所、玉里支所に回収ボックスを設置しています。
 主な回収品目は、以下のものです。
 携帯電話・スマートフォン、デジタルカメラ、電卓・計算機、ゲーム機、ICレコーダー、磁気ディスク装置、パソコン（ノート型）、タブレット端末、ポータブルDVD、携帯音楽プレーヤー、ラジオ、カーナビ、電子辞書補聴器、ドライバー、電気かみそり、電話機、電子体温計、電動歯ブラシ、デジタル歩数計、電子ヘルスメータ、ACアダプター等コード類
 ※リモコン、充電器、充電式電池の付属品も含む
 電池やコード類は外してください。
 ◇上記品目は、コンテナに入る場合、カン金属として集積所に出せます。

プリンター

◇本庁舎、小川支所、玉里支所に回収ボックスを設置しています。
 ◇回収品目は、プラスチック（透明・白色）、食品トレイ（白色）の2種です。
 ◇ラベルをはがし、中身や汚れはきれいに取り除いてください。
 ◇エコショップ・資源リサイクル店の回収ボックスをご利用ください。
 ※詳しくは、ウェブサイトをご確認ください。

集積所

・集積所は、利用者の方で、自らきれいに維持管理ください。
 ・悪臭や動物が荒らすため、前日からごみを出さないでください。
 ・事業系の場合は、集積所には出さないでください。
 ・新規使用は、近所の方・行政区域長・不動産業者等にご相談ください。

「きれいなまちづくり ひとりの一歩から」

・市内道路等の不法投棄は7.5t/年。ポイ捨ても不法投棄（犯罪）です。
 ・私有地に捨てられたごみ処理の責任は、所有者に及び場合があります。
 ・市内の不法投棄情報は、インターネット・SNSで広く公開しています。
 ・市では、環境美化・不法投棄監視 サポーターを募集しています。
 ・一斉グリーン作戦にご参加ください。（年2回/5月4週・12月1週の日曜日）
 ・ごみ拾いSNSピリカに登録して、まちをきれいにする活動をしましょう。（ピリカ）

【担当】小美玉市役所 環境課 廃棄物対策係 TEL 0299-48-1111

処理施設

◇下記の2施設は、一般の方も利用できます。
 ・「燃やすごみ」は、市指定ごみ袋の使用は不要です。（減量を除く）
 ・処理手数料【生活系】10^円・/100円【事業系】10^円・/200円
 ・本人確認できるもの（免許証等）を用意ください。
 ・自動精算のため、千円札または小銭を用意ください。
 ・ゴールデンウィーク・年末年始は大変混雑します。
 ※集積所に出せるものは、少しずつ出してください。

クリーンセンター

小美玉市高崎1824-2 TEL 0299-26-0246
 ◇受付日：月～土曜（祝日含む） ※休：日曜・年末年始
 ◇時間：8時30分～16時30分

中継センター

小美玉市堅倉1725-2 TEL0299-48-1571
 ◇受付日：月～金曜（祝日除く） ※休：土日曜・年末年始
 ◇時間：8時30分～15時30分
 ◇注意：持込できるものは以下に限られます。（事業系は不可）
 「粗大」「草木」「ビン」「ガラス陶磁器」「古紙・古布」「蛍光灯電球」

収集・処理のきまり

1. 集積所に出せないもの
 - ①粗大ごみ・家電4品目
◇上記を参照ください。
 - ②多量の場合
◇処理施設(右記)に自己搬入、または、許可業者に依頼ください。
2. 市で処理できないもの
 - ①産業廃棄物
◇法令により処理できません。販売店または許可業者に依頼ください。
 - ②処理困難物
◇処理施設では処分できません。（以下、主なもの）
・タイヤ・農機具・金庫・農薬・毒劇薬・塗料・土砂・つめの石
・車などの廃油・自動車・オートバイ（原付含む）・船舶・ピアノ
・コンクリート・ブロック・レンガ・大型木材・鉄骨・タイル
・冷媒フロンガスの使用機器（除湿・冷風・冷水・空気清浄機等）
・瓦・消火器・農業ビニール・サイディング材・ガスボンベなど
◇販売店または許可業者に依頼ください。